

【平成 30 年 4 月】

長野県中小企業融資制度のご案内



しあわせ信州

経営者保証なしでの利用が可能になりました

県中小企業融資制度を利用される方に信用保証協会が経営者保証ガイドラインに沿った対応等を実施する場合は、法人代表者の個人保証が不要になりました。

◆ 経営者保証ガイドラインとは…

財務状況の正確な把握等の一定の要件を満たすことで、経営者保証なしで融資を受けられることなどを定めた自主的なルールです。

◆ 信用保証協会での運用

従来は、専用の保証制度を利用する方のみが対象でしたが、平成 30 年 4 月 1 日より、以下のようなケースでも経営者保証なしでの利用が可能になりました。

- ・金融機関のプロパー融資で経営者保証不要としており、法人と経営者の分離や財務要件（債務超過・赤字ではない等）等の条件を満たしている場合
- ・不動産等の担保提供があり、十分な保全が図られる場合 等

◆ 経営者保証なしで利用可能なメニュー

長野県の中小企業融資制度においては、すべてのメニューで経営者保証なしでの利用が可能です。

◆ 経営者保証ガイドラインの詳細

中小企業庁や全国銀行協会のホームページ等でもご確認頂けます。

- ・中小企業庁 HP：<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/>
- ・全国銀行協会 HP：<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

◆ お問い合わせ先

長野県産業労働部

産業立地・経営支援課（☎：026-235-7200）、又は下記の地域振興局商工観光課まで

佐 久：佐久市跡部 65-1	☎0267-63-3157	木 曾：木曾郡木曾町福島 2757-1	☎0264-25-2228
上 田：上田市材木町 1-2-6	☎0268-25-7140	松 本：松本市大字島立 1020	☎0263-40-1932
諏 訪：諏訪市上川 1 丁目 1644-10	☎0266-57-2922	北アルプス：大町市大字大町 1058-2	☎0261-23-6523
上伊那：伊那市荒井 3497	☎0265-76-6829	長 野：長野市大字南長野南県町 686-1	☎026-234-9527
南信州：飯田市追手町 2 丁目 678	☎0265-53-0431	北 信：中野市大字壁田 955	☎0269-23-0219

まずはお取引の金融機関又は最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください

申込書類

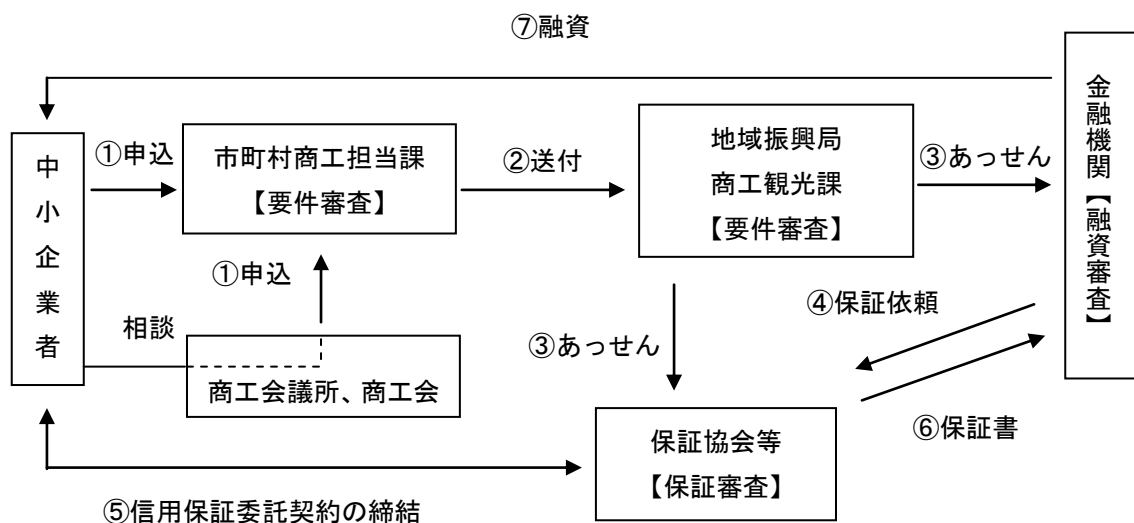
※信州創生推進資金を利用する場合

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書 ② 事業計画書（創業支援向けは「創業計画書」等） ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 設備資金の場合
⑦ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑧ 建築確認済証の写し（建物を対象とする場合に限る） ⑨ 土地売買契約書案等、土地の価格が確認できる書類（土地を対象とする場合に限る） ⑩ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数 4部（③は県及び市町村あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※その他、各メニューごとにご提出が必要な書類があります

融資手続き

※信州創生推進資金を利用する場合



※ 申込前に金融機関、保証協会等への事前相談が必要